

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日 時 令和8年9月2日（水）

委員会終了後

場 所 第2委員会室

日 時 令和8年9月4日（金）

午前9時から

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第53号 令和8年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について
- 2 議案第42号 令和7年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

1 議案第53号 **補正予算（第3回）**

審査番号① 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 3-1-2 障害福祉課（歳入 16-3-2）
- 3-2-4 子育て支援課（歳入 22-1-2）

債務負担行為補正：小野田地区保育所整備事業

地方債補正：保育所整備事業債

- 4-1-2 健康増進課

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号② 市民部

(1) 歳入に係る説明

- 21-5-4 市民課

(2) 歳入に係る質疑

(3) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 2-3-1 市民課
- 4-1-4 環境課（歳入 18-1-1）

(4) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

2 議案第42号 決算認定

審査 番号	項 目 明示していないが、各課の歳入を含む	ページ	審査事業	担当部・課
民①	4 款 1 項 1、2 目	250-263	34 35	健康増進課 子育て支援課
民②	3 款 2 項 1～11 目 10 款 4 項 1 目	226-247 344-349	25 26 27 28 29 30 31 32	子育て支援課
民③	3 款 1 項 1、2、6、9、10 目 3 項 1、2 目 4 項 1 目	206-217 220-221 224-227 246-251	22 23 33	障害福祉課 社会福祉課
民④	3 款 1 項 1、3～5 目	206-211 216-221	24	高齢福祉課 福祉指導監査室 保険年金課
民⑤	2 款 1 項 8 目 4 款 1 項 1、3、4 目 2 項 1～3 目	142-147 250-263 264-271	36 37	環境課
民⑥	2 款 1 項 11 目 3 項 1 目	152-155 182-187		市民課 南支所 埴生支所 市民窓口課
民⑦	2 款 1 項 1、5、12、13、20 目 7 款 1 項 3 目	132-137 140-143 154-157 160-161 298-301	21	生活安全課

令和8年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) について

1 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。（厚生労働省が5年毎に実施する全国調査）

2 調査対象

全国約5,578国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象とする。

本市の対象調査区は、2調査区。

3 調査の時期

令和8年11月1日時点の状況を調査

4 調査の事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況 等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

5 調査の方法

- ① 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認する。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する

6 補正予算の内容

(歳入) 16 款 県支出金 03 項 委託金 02 目 民生費委託金
01 節 社会福祉費県委託金 122 千円
(歳出) 03 民生費 01 項 社会福祉費 02 目 障害者福祉費
01 節 報酬 120 千円
07 節 報償費 2 千円

小野田地区公立保育整備事業（外構1期工事）について

1. 事業概要

- (1) 事業名 小野田地区公立保育整備事業（外構1期工事）
- (2) 工 期 令和9年1月から令和9年8月まで（予定）
- (3) 事業費 総額：59,183千円（消費税および地方消費税含む）
- (4) 内 容 擁壁工事、水路工事、フェンス工事、仮園庭整備（真砂舗装、遊具移設）、スロープ設置、階段工事

2. 令和8年度補正予算額

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 4 目 保育所費

1 4 節 工事請負費 23,600千円

（特定財源 保育所施設設備事業債 18,000千円）

3. 債務負担行為の設定について

- (1) 期間 令和9年度まで
- (2) 限度額 35,583千円
- (3) 設定理由 工事完了が令和9年度の予定であるため

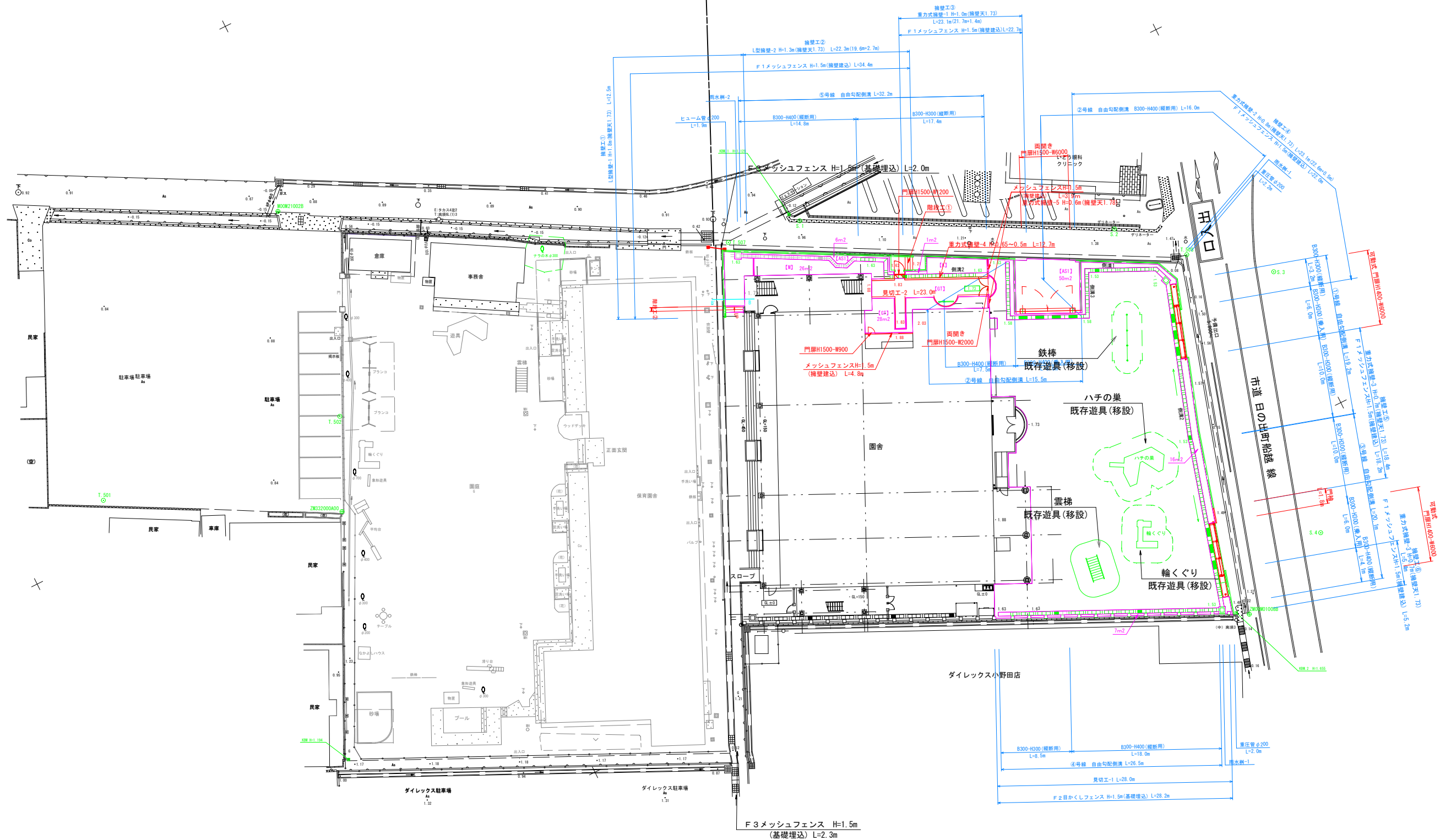
4. 今後のスケジュール

令和8年12月 入札

令和9年 1月 契約締結・工事着工

令和9年8月末 工事完了

所在 山陽小野田市日の出二丁目 地内



座標系：Ⅲ系

工 事 名	小野田地区保育所整備事業(外構1期工事)		
図 面 名	計画平面図		
作成年月日	令和8年3月		
縮 尺	1 / 250	図面番号	1 / 11
会 社 名			
事業者名	山 陽 小 野 田 市		

※A1→1:250, A3→1:500

定期予防接種事業（75 歳以上インフルエンザワクチン）

1 経緯

令和 8 年度から高用量インフルエンザ HA ワクチンを定期接種に追加し、75 歳以上を推奨対象とする国の方針を受け、令和 8 年度当初予算を計上した。その後、製造販売業者（サノフィ社）の製造工程上の課題により高用量ワクチン（エフルエルダ筋注）の供給が困難となり、厚生労働省は令和 8 年 7 月 21 日付事務連絡において、令和 8 年度の定期接種では高用量ワクチンを使用しない（定期接種化を見送る）こととした。これに伴い当該経費について減額補正を行うもの。

なお、標準量ワクチンによる定期接種は例年どおり実施する。

2 補正の内容（試算）

高用量ワクチンの接種見込者（5,867 人）は、全員が標準量ワクチンにより接種するものとして試算する（標準量：高用量＝2：8 → 10：0）。このことにより、高用量分の委託料は皆減し、標準量分は接種見込数の増（1,467 人 → 7,334 人）に応じて増額する。総接種見込数（対象者の 6 割）は変わらない。

区分	当初予算(1)	補正後(2)	増減(2)-(1)	備考
標準量 (単価：3,460 円)	5,075,820 円 (1,467 人)	25,375,640 円 (7,334 人)	+20,299,820 円	1,467 人→7,334 人
高用量 (単価：6,660 円)	39,074,220 円 (5,867 人)	0 円 (0 人)	-39,074,220 円	供給見送りにより 皆減
生活保護分 (高用量：9,520 円) (標準量：4,950 円)	380,800 円 (40 人)	198,000 円 (40 人)	-182,800 円	高用量→標準量
計	44,530,840 円 (7,374 人)	25,573,640 円 (7,374 人)	-18,957,200 円	

3 今後の対応

- ・令和 8 年度は標準量ワクチンにより、例年どおり高齢者インフルエンザ定期接種を実施する。
- ・令和 9 年度以降の高用量ワクチンについては、国の方針を踏まえ、改めて予算措置を検討する。
- ・医療機関等に対しては、国通知等を踏まえ、必要な周知を行う。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 8 年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インフルエンザについては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）が実施されており、インフルエンザに対して行う定期接種にはインフルエンザ HA ワクチンを用いるものとされております。

第 64 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和 8 年 2 月 12 日）において、令和 8 年度のインフルエンザの流行期より、定期接種に用いるワクチンとして高用量インフルエンザ HA ワクチンを位置づける方針が了承されたところですが、今般、製造販売業者より、製造工程における技術的な課題により、令和 8 年度のインフルエンザの流行期からの高用量インフルエンザ HA ワクチンの供給が困難である旨の報告を受けました。製造販売業者からの報告内容の詳細は別添「「エフルエルダ®筋注」発売時期変更のご案内」を御参照ください。

これを踏まえ、令和 8 年度のインフルエンザの定期接種は、引き続きインフルエンザ HA ワクチンのみを用いることとし、高用量インフルエンザ HA ワクチンについては、令和 8 年度の定期接種では使用しないことといたしました。

貴自治体におかれましては、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。

レノファ山口と連携した「サステナトレセンプロジェクト」事業概要

1 事業の背景・位置付け

- ・本プロジェクトは、プロサッカークラブを核に、小学生、企業、地域及び行政等が連携し、持続可能なまちづくりを考え、実践につなげる探究学習プログラムであり、本年度からはレノファ山口を含むJリーグ5クラブが参画する全国展開プロジェクトとして本格実施。
- ・本市においては、GXの視点から、気候変動、資源循環、食品ロス、省エネ等の地域課題を学び、企業、地域の関係者及び行政等との対話を通じて実践につなげる取組として実施
- ・また、本プロジェクトは、レノファ山口との包括連携協定に基づく教育支援・地域連携の取組として実施。
- ・併せて、市GX推進アクションプランに掲げる「脱炭素型まちづくりの推進」や「環境学習や啓発活動の推進」等を具体化する取組として位置付け。

2 事業概要

対 象	市内小学校5年生（小野田小学校予定）
連 携	株式会社レノファ山口（市がレノファと委託契約）
運営支援	株式会社shikakeru
予算額	550万円
テーマ	GXを切り口とした「みんなが住み続けたいくなるまちづくり」
内 容	児童が地域課題を学び、アイデアを考え、企業、地域の関係者及び行政等との対話を通じて、実践可能な取組につなげる。

3 事業の流れ

- ①まなぶ 気候変動、資源循環、食品ロス、省エネ等を学ぶ
- ②えがく 理想のまちや取組アイデアを考える
- ③まざる 企業、地域、行政等と対話し内容をブラッシュアップ
- ④うごく 学校や地域、イベント等で実践し、成果を発表・共有

【サステナトレセン】プログラム全体像

shikakeru

サステナトレセンの全体的な流れは、下記の問いを子どもたちが主体的に探究する4ステップで構成されます。

みんなが、住み続けたいくなる街にするには、どうしたらよいだろうか？



4 期待される効果

- ・GX推進アクションプランの具体化
環境学習、啓発、地域連携を一体的に推進
- ・次世代人材の育成
児童が課題発見から提案・実践までを経験し、主体的に行動する力を育成
- ・スポーツを生かしたまちづくりの推進
レノファとの包括連携協定に基づく教育支援・地域活性化の具体的事業の推進
- ・地域との協創の促進
学校、企業、地域、行政等が連携することで、地域ぐるみの取組へ展開

5 スケジュール（案）

- | | |
|--------|--------------------------|
| 9月議会後 | 学校・関係者調整、授業設計 |
| 10～11月 | ①まなぶ ②えがく |
| 11～12月 | ③まざる |
| 12～1月 | ④うごく、成果発表会 |
| 2月～3月 | 全国大会（Jクラブ5チーム代表）、取組の振り返り |